

「一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則の一部改正（案）新旧対照表」

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 日本透析医学会（以下「本学会」という）は血液浄化療法およびそれに関連する医学と医療の<u>進歩に即応した優秀な医師の養成をはかるとともに、透析医学の向上発展をうながし、国民の福祉に貢献することを目的として、本学会専門医（以下「専門医」という）制度を施行する。</u></p> <p>第 2 章 専門医制度委員会</p> <p>第 2 条 本学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置き、専門医制度の実施および改善に関わる審議を行う。</p> <p>2 専門医制度委員会は理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。</p> <p>第 3 条 本学会は専門医制度委員会のもとに、<u>カリキュラムと研修プログラムを検討し、セルフトレーニング問題と専門医試験問題解説集・症例要約集を作成するカリキュラム小委員会、専門医と指導医を認定する専門医・指導医認定小委員会、客観式筆記試験・口頭試問試験を実施する専門医試験小委員会、臨床研修を行う施設を認定する施設認定小委員会の 4 委員会を置く。</u></p> <p>第 3 章 委員会</p> <p>第 4 条 理事長は専門医制度委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、各委員会の委員長から推薦のあった委員を評議員の中から選任し委嘱する。</p> <p>第 5 条 各委員会の委員長はそれぞれの前項認定委員会を組織し、資格業務を行う。</p> <p>2 各委員会の委員長を兼ねることは出来ない。</p> <p>3 カリキュラム小委員会委員と専門医・指導医認定小委員会委員、専門医試験小委員会委員および施設認定小委員会委員は、相互に兼ねることは出来ない。</p> <p>4 委員と委員長の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。</p> <p>5 委員会の会議は、<u>社団法人日本透析医学会定款第 5 章に基づいて運営する。</u></p> <p>第 6 条 この規則の施行に関して、理事長または理事会もしくは委員会によって決定された事項は、本学会雑誌およびその他によって会員に公示す</p>	<p>一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 日本透析医学会（以下「本学会」という）は、<u>血液浄化療法に関連する医学と医療の進歩に即応した能力を持った医師を養成し、それによって、国民が広く最適な透析医療を享受できることを担保するのを目的として、本学会専門医（以下「専門医」という）制度を施行する。</u></p> <p>第 2 章 専門医制度委員会</p> <p>第 2 条 本学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会を置き、専門医制度の実施および改善に関わる審議を行う。</p> <p>2 専門医制度委員会は理事長の指名する担当理事および本学会評議員（以下「評議員」という）より構成する。</p> <p>第 3 条 本学会は専門医制度委員会のもとに、<u>研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、施設認定小委員会の 5 委員会を置く。</u></p> <p>第 3 章 委員会</p> <p>第 4 条 理事長は専門医制度委員会および本学会理事会（以下「理事会」という）の議を経て、各委員会の委員長から推薦のあった委員を評議員の中から選任し委嘱する。</p> <p>第 5 条 各委員会の委員長はそれぞれの前項認定委員会を組織し、資格業務を行う。</p> <p>2 各委員会の委員長を兼ねることは出来ない。</p> <p>3 カリキュラム小委員会委員、<u>専門医認定小委員会委員、専門医試験小委員会委員</u>および施設認定小委員会委員は、相互に兼ねることは出来ないが、<u>研修プログラム小委員会委員とは兼ねることができる。</u></p> <p>4 委員と委員長の任期は 2 年とし、再任をさまたげない。</p> <p>5 委員会の会議は、日本透析医学会定款第 5 章に基づいて運営する。</p> <p>第 6 条 この規則の施行に関して、理事長または理事会もしくは委員会によって決定された事項は、本学会雑誌およびその他によって会員に公示す</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>る。</p> <p>2 委員会の資格審査に関わる議事は公開しない、ただし、不認可に際しては申請者に不認可の事由を通知する。</p> <p>第 7 条 理事長は委員にふさわしくない行為があったとき、また特別の事情のあるときは任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。</p> <p>第 4 章 専門医</p> <p>第 1 節 専門医の資格</p> <p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会および日本外科学会において定められたいずれかの認定医または、<u>専門医、日本泌尿器科学会および日本小児科学会において定められたいずれかの専門医、もしくは日本麻酔科学会において定められた指導医の資格を有し臨床経験 5 年以上を有していること。なお、初期研修医 1 年目は臨床経験に含めない。</u> 3) <u>本学会の専門医制度委員会の規定によって編成された研修カリキュラムに従い、学会認定施設において 1 年以上または教育関連施設において 3 年以上を含む通算 3 年以上を主として透析療法に関する臨床研修を行いかつ業績のあること。</u> 4) <u>本学会年次学術集会出席ならびに業績について 30 単位を満たしていること。</u> 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) 申請時において、本学会の会員歴 3 年以上であること。 <p>第 2 節 専門医の申請</p> <p>第 9 条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) <u>認定施設または教育関連施設勤務証明書</u> 4) <u>規則第 8 条第 2 項に定められた資格を有する者は、それを証明する書類（写）もしくは規則第 8 条第 2 項の規定を満たす認定施設における臨床研修を証明する書類</u> 5) <u>診療実績必須症例一覧表・診療実績必要項目症</u> 	<p>る。</p> <p>2 委員会の資格審査に関わる議事は公開しない、ただし、不認可に際しては申請者に不認可の事由を通知する。</p> <p>第 7 条 理事長は委員にふさわしくない行為があったとき、また特別の事情のあるときは任期内であっても理事会の議を経て解任することが出来る。</p> <p>第 4 章 専門医</p> <p>第 1 節 専門医の資格</p> <p>第 8 条 専門医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。 2) 日本内科学会、日本外科学会、日本泌尿器科学会、日本小児科学会において定められた専門医の資格を有していること。 3) <u>本学会の専門医制度委員会の定める研修プログラムに従い、基幹研修施設および基幹研修施設が承認した関連研修施設で専攻医として 3 年間以上の研修を行い、かつ指導責任者の終了証明があること。</u> 4) <u>本学会の専門医制度委員会が開催し、専攻医の教育のために指定したすべてのセミナーに参加していること。</u> 5) 専門医認定の試験および審査において適格と判定され、専門医として登録を完了した者であること。 6) <u>削除</u> <p>第 2 節 専門医の申請</p> <p>第 9 条 専門医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医認定申請書 2) 医師免許証（写） 3) <u>規則第 8 条第 2 項に定められた資格を証明する書類（写）。</u> 4) <u>基幹研修施設あるいは関連研修施設における専攻医としての研修記録と同施設が発行する研修終了証明書。</u> 5) <u>教育セミナーへの参加を証明する書類。</u>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p><u>例および規則第 8 条第 4 項ならびに別表に定める取得単位を証明する書類</u></p> <p>第 3 節 専門医の試験</p> <p>第 10 条 専門医試験小委員会の委員長は専門医試験小委員会委員を軸に試験官を選出する。</p> <p>2 専門医試験小委員会の委員長は自ら試験官となり試験審査を行えない。</p> <p>3 専門医の試験の可否は、1) 書類審査 2) 客観式筆記試験 3) 口頭試問試験の総合判定で決定する。</p> <p>4 試験の可否理由については公表しない。</p> <p>5 専門医試験小委員会の委員長は試験結果を速やかに専門医・指導医認定小委員会の委員長に報告しなければならない。</p> <p>第 4 節 専門医の更新および専門医更新の申請</p> <p>第 11 条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医資格取得後引続き本学会会員であること。</p> <p>2) 専門医認定証の有効期限の満了する日の前 1 年以内であること。</p> <p>3) <u>当該認定期間 5 年のうちに別表に定められた所定単位を取得していること。</u></p> <p>4) <u>病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は事務手続き上、1 年ないし 2 年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p> <p>5) <u>海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する延長の期間は事務手続き上、1, 2, 3, ないし 4 年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p> <p>6) 専門医更新の審査において適格と判定され専門医更新者として登録を完了した者であること。</p>	<p>第 3 節 専門医の試験</p> <p>第 10 条 専門医試験小委員会の委員長は専門医試験小委員会委員を軸に試験官を選出する。</p> <p>2 専門医試験小委員会の委員長は自ら試験官となり試験審査を行えない。</p> <p>3 専門医の試験の可否は、1) 書類審査 2) 客観式筆記試験 3) 口頭試問試験の総合判定で決定する。</p> <p>4 試験の可否理由については公表する。</p> <p>5 専門医試験小委員会の委員長は試験結果を速やかに専門医認定小委員会の委員長に報告しなければならない。</p> <p>第 4 節 専門医の更新および専門医更新の申請</p> <p>第 11 条 専門医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) <u>削除</u></p> <p>1) 専門医認定証の有効期限の満了する日の前 1 年以内であること。</p> <p>2) <u>専門医認定証の有効期限内に、研修実績 50 単位を取得していること。</u> <u>ただし、必要単位は別に定める。</u></p> <p>3) <u>専門医認定証の有効期限内に、セルフトレーニング問題を原則毎年解答すること。</u></p> <p>4) <u>専門医認定証の有効期限内に、専門医として専門医制度委員会が規定する一定以上の業務を行った実績があること。</u> <u>ただし、規定は別に定める。</u></p> <p>5) <u>当該認定期間 5 年のうちに透析療法に関する学術業績が 2 単位以上あること（別表）。ただし、学術業績の申請は上限 5 単位までとする。</u></p> <p>6) 専門医更新の審査において適格と判定され専門医更新者として登録を完了した者であること。</p> <p>7) <u>病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は事務手続き上、1 年ないし 2 年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>第12条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医更新申請書 2) <u>本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類</u> <p>第13条 <u>専門医の認定を申請した者の属する施設の教育責任者は、専門医・指導医認定小委員会からの要請を受けたときは、その専門医申請者についての意見書を提出しなければならない。</u></p> <p>第5節 専門医の認定および専門医更新の認定</p> <p>第14条 <u>専門医・指導医認定小委員会は毎年1回、専門医認定の申請書類等の審査および試験によって専門医として必要な条件を満たす者を、専門医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</u></p> <p>第15条 理事長は専門医制度委員会が専門医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第16条 <u>専門医・指導医認定小委員会は毎年1回、専門医更新認定の申請書類等によって審査を行い専門医更新者として必要な条件を満たす者を、専門医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</u></p> <p>第17条 理事長は専門医制度委員会が専門医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第18条 専門医認定者あるいは専門医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は専門医認定者および専門医更新者名簿への登録を行い、専門医認定証を交付する。 3 専門医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。 <p>第6節 専門医資格の喪失</p> <p>第19条 専門医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、専門医の資格を辞退したとき。 	<p>8) <u>海外留学のため休会措置を受け、所定の単位に満たない場合は更新の延長を申請する延長の期間は事務手続き上、1, 2, 3, ないし4年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は専門医を呼称することは出来ない。</u></p> <p>第12条 専門医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 専門医更新申請書 2) 教育セミナーの参加記録 3) セルフトレーニング問題解答実績 4) 業務実績 5) 学術業績の記録 6) <u>総会参加証</u> <p>第13条 <u>専攻医として登録した研修施設の指導責任者は、専門医認定小委員会からの要請を受けたときは、その専攻医申請者についての意見書を提出しなければならない。</u></p> <p>第5節 専門医の認定および専門医更新の認定</p> <p>第14条 <u>専門医認定小委員会は毎年1回、専門医認定の申請書類等の審査および試験によって専門医として必要な条件を満たす者を、専門医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</u></p> <p>第15条 理事長は専門医制度委員会が専門医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第16条 <u>専門医認定小委員会は毎年1回、専門医更新認定の申請書類等によって審査を行い専門医更新者として必要な条件を満たす者を、専門医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</u></p> <p>第17条 理事長は専門医制度委員会が専門医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p> <p>第18条 専門医認定者あるいは専門医更新者と決定した申請者は、決定通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 理事長は専門医認定者および専門医更新者名簿への登録を行い、専門医認定証を交付する。 3 専門医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。 <p>第6節 専門医資格の喪失</p> <p>第19条 専門医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、専門医の資格を辞退したとき。

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>2) <u>会員の資格を喪失したとき。</u></p> <p>3) <u>専門医認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て、専門医の更新を受けなかったとき。</u></p> <p>4) <u>規則第 8 条に示されている各学会認定医、専門医または指導医の資格を失ったとき。</u></p> <p>第20条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により専門医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2 専門医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第21条 専門医制度委員会は専門医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p> <p>第 5 章 指導医</p> <p>第 1 節 指導医の資格</p> <p>第22条 <u>指導医は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</u></p> <p>1) <u>専門医として登録されている者であること。</u></p> <p>2) <u>申請時において、専門医として認定を受けた後、通算 3 年以上、認定施設または教育関連施設に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。</u></p> <p>3) <u>申請時において 6 年以上引き続いて本学会の会員であること。</u></p> <p>4) <u>申請時において認定施設または教育関連施設に、常勤医として勤務している者であること、常勤とは、週 4 日以上勤務している状態をいう。</u></p> <p>5) <u>申請時より過去 5 年間に於いて、本学会年次学術集会出席ならびに業績について 60 単位を満たしていること。</u></p> <p>6) <u>指導医認定審査において適格と判定され、指導医として登録を完了した者であること。</u></p> <p>第 2 節 指導医の申請</p> <p>第23条 指導医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) 指導医認定申請書</p>	<p>2) <u>削除</u></p> <p>2) <u>専門医認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て、専門医の更新を受けなかったとき。</u></p> <p>3) <u>規則第 8 条に示されている各学会専門医の資格を失ったとき。</u></p> <p>第20条 理事長は、専門医としてふさわしくない行為のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により専門医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2 専門医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第21条 専門医制度委員会は専門医資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p> <p>第 5 章 指導医</p> <p>第 1 節 指導医の資格</p> <p>第22条 <u>指導医は専門医として登録されている者であること。</u></p> <p>1) <u>削除</u></p> <p>1) <u>申請時において、専門医として認定を受けた後、通算 3 年以上、<u>基幹研修施設またはこれに準じる施設</u>に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。</u></p> <p>3) <u>削除</u></p> <p>2) <u>申請時において基幹研修施設あるいは関連研修施設に、常勤医として勤務している者であること、常勤とは、週 4 日以上勤務している状態をいう。</u></p> <p>5) <u>削除</u></p> <p>6) <u>削除</u></p> <p>第 2 節 指導医の申請</p> <p>第23条 指導医の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、申請手数料を納付すること。</p> <p>1) 指導医認定申請書</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>2) 勤務証明書</p> <p>3) <u>業績目録、業績コピー、本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類（またはその写し）</u></p> <p>第3節 指導医の更新および指導医更新の申請</p> <p>第24条 指導医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医として登録されている者であること。</p> <p>2) 指導医認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。</p> <p>3) <u>当該認定期間5年のうち、通算3年以上、主として透析療法に従事した者であること。</u></p> <p>4) <u>当該認定期間5年のうちに別表に定められた所定単位を取得していること。</u></p> <p>5) 病気、出産、その他止むを得ない事情により所定の単位の満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は事務手続き上、1年ないし2年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中は指導医を呼称することは出来ない。</p> <p>6) 海外留学のため休会措置を受け、所定の単位の満たない場合は更新の延長を申請する。延長の期間は事務手続き上、1、2、3、ないし4年の年単位とし認定期間は有効期限の満了する日に延長の期間を加えた年数だけ延期されるが、延長の期間中は指導医を呼称することは出来ない。</p> <p>7) 指導医更新の審査において適格と判断され指導医更新者として登録を完了した者であること。</p> <p>第25条 <u>指導医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。</u> <u>ただし、専門医の更新後当該年度内に指導医の更新を申請する者は、専門医更新の申請書類で指導医更新の条件（指導医の更新に必要な所定単位の取得・業績の条件を満たしていることが必須）が証明されていれば、1)の指導医更新申請書、2)勤務証明書の提出とし、更新申請手数料を納付すること。</u></p> <p>1) 指導医更新申請書</p> <p>2) 勤務証明書</p> <p>3) <u>業績目録、業績コピー、本学会年次学術集会参加証明など所定単位の取得を証明する書類（またはその写し）</u></p> <p>第4節 指導医の認定および指導医更新の認定</p>	<p>2) 勤務証明書</p> <p>3) <u>専門医認定書（写）</u></p> <p>第3節 指導医の更新および指導医更新の申請</p> <p>第24条 指導医の更新は次の各項の資格をすべて満たす者であること。</p> <p>1) 専門医として登録されている者であること。</p> <p>2) 指導医認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。</p> <p>3) <u>申請時において、専門医として認定を受けた後、通算3年以上、基幹研修施設またはこれに準じる施設に勤務し、主として透析医療に従事した者であること。</u></p> <p>4) <u>申請時において基幹研修施設に、常勤医として勤務している者であること、常勤とは、週4日以上勤務している状態をいう。</u></p> <p>5) <u>削除</u></p> <p>6) <u>削除</u></p> <p>7) <u>削除</u></p> <p>第25条 <u>指導医の更新を申請する者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出すること。</u></p> <p>1) 指導医更新申請書</p> <p>2) 勤務証明書</p> <p>3) <u>専門医認定書（写）</u></p> <p>第4節 指導医の認定および指導医更新の認定</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>第26条 専門医・指導医認定小委員会は毎年1回、指導医認定の申請書類等によって審査を行い、指導医として必要な条件を満たす者を、指導医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第26条 専門医認定小委員会は毎年1回、指導医認定の申請書類等によって審査を行い、指導医として必要な条件を満たす者を、指導医認定資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第27条 理事長は専門医制度委員会が指導医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>	<p>第27条 理事長は専門医制度委員会が指導医として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>
<p>第28条 専門医・指導医認定小委員会は毎年1回、指導医更新認定の申請書類等によって審査を行い指導医更新者として必要な条件を満たす者を、指導医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第28条 専門医認定小委員会は毎年1回、指導医更新認定の申請書類等によって審査を行い指導医更新者として必要な条件を満たす者を、指導医更新資格者として専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第29条 理事長は専門医制度委員会が指導医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>	<p>第29条 理事長は専門医制度委員会が指導医更新者として審査した者について、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。</p>
<p>第30条 理事長は指導医認定者および指導医更新者名簿への登録を行い、指導医認定証を交付する。</p> <p>2 指導医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。</p>	<p>第30条 理事長は指導医認定者および指導医更新者名簿への登録を行い、指導医認定証を交付する。</p> <p>2 指導医認定証の有効期間は次年度の4月1日から5年間とし、終了日は3月31日とする。</p>
<p>第5節 指導医資格の喪失</p>	<p>第5節 指導医資格の喪失</p>
<p>第31条 指導医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、指導医としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) 専門医としての資格を喪失したとき。</p> <p>3) 指導医認定証に交付を受けた日から満5年を経て、指導医の更新を受けなかったとき。</p>	<p>第31条 指導医は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、指導医としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) 専門医としての資格を喪失したとき。</p> <p>3) 指導医認定証に交付を受けた日から満5年を経て、指導医の更新を受けなかったとき。</p>
<p>第32条 理事長は、指導医としてふさわしくない行為のあったとき、または指導医として不適当と認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議により指導医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2 指導医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>	<p>第32条 理事長は、指導医としてふさわしくない行為のあったとき、または指導医として不適当と認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議により指導医の認定を取り消すことが出来る。</p> <p>2 指導医の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p>
<p>第33条 専門医制度委員会は指導医資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p>	<p>第33条 専門医制度委員会は指導医資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならない。</p> <p>2 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を下し、申し立て者に通知する。</p>
<p>第6章 認定施設</p> <p>第1節 認定施設の資格</p>	<p>第6章 基幹研修施設</p> <p>第1節 基幹研修施設の資格</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>第34条 <u>認定施設は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>認定施設は申請時において本学会の施設会員であること。</u> 2) <u>原則として身体障害者福祉法の規定による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること。</u> 3) <u>医療法で定める特定機能病院、総合病院または本学会が認めた透析療法の研修施設として適切な有床施設であること、研修施設は少なくとも内科もしくは小児科および外科もしくは泌尿器科を含む2科以上の診療科をもつこと。</u> 4) <u>指導医1名以上および専門医1名以上が常勤し、かつ指導医の中から定められた教育責任者のもとに、十分な教育体制がとられていること。</u> 5) <u>研修カリキュラムの一環として、透析療法の臨床研修を行うために必要な諸設備（検査室、図書室など）を有し、常時その利用が可能であること。</u> 6) <u>病歴の記載および整理が完備していること。</u> 7) <u>教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。</u> 	<p>第34条 <u>基幹研修施設は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>基幹研修施設は申請時において本学会の施設会員であること。</u> 2) <u>原則として身体障害者福祉法の規定による更生医療担当医療機関（腎機能障害）として指定を受けていること。</u> 3) <u>医療法で定める特定機能病院、総合病院または本学会が認めた透析療法の研修施設として適切な有床施設であること、研修施設は少なくとも内科もしくは小児科および外科もしくは泌尿器科を含む2科以上の診療科をもつこと。</u> 4) <u>専門医2名以上が常勤し、かつ専門医の中から定められた指導医のもとに、十分な教育体制がとられていること。</u> 5) <u>研修カリキュラムの一環として、透析療法の臨床研修を行うために必要な諸設備を有していること。</u> 6) <u>日本透析医学会専門医制度規則施行細則に定める診療内容を有すること。</u> 7) <u>教育行事（症例検討会、抄読会、死因検討会など）が定期的に開催されていること。</u> 8) <u>施設内での具体的研修プログラムを有し、指導責任者、指導医を含む研修管理委員会が研修内容を管理する体制があること。</u> 9) <u>医療安全管理、医療倫理について、年1回以上定期的に勉強会等が行われていること。</u>
<p>第35条 <u>認定施設は研修カリキュラムの一環として5施設以内の教育関連施設を指定することが出来る。ただし細則第10条に定める書類を提出し、施設認定委員会の審査を受け教育関連施設としての認定を受けなければならない。</u> <u>教育関連施設の条文は細則に定める。</u></p>	<p>第35条 削除</p>
<p>第2節 <u>認定施設の申請</u></p>	<p>第2節 <u>基幹研修施設の申請</u></p>
<p>第36条 <u>認定施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>認定施設認定申請書類</u> 2) <u>認定施設内容説明書</u> 3) <u>指導医および専門医の勤務に関する施設長の証明書</u> 4) <u>研修カリキュラムの計画書</u> 	<p>第35条 <u>基幹研修施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>基幹研修施設認定申請書類</u> 2) <u>基幹研修施設内容説明書</u> 3) <u>指導責任者、指導医、専門医の勤務に関する施設長の証明書</u> 4) <u>研修プログラム</u>
<p>第3節 <u>認定施設更新の申請</u></p>	<p>第3節 <u>基幹研修施設更新の申請</u></p>
<p>第37条 <u>認定施設認定証の有効期間の満了する日の1年以内で、認定施設の更新を申請する診療施設長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p>	<p>第36条 <u>基幹研修施設認定証の有効期間の満了する日の前1年以内で、基幹研修施設の更新を申請する指導責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</u></p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>1) <u>認定施設認定更新申請書類</u></p> <p>2) <u>認定施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>指導医および専門医の勤務に関する施設長の証明書</u></p> <p>4) <u>研修カリキュラムの計画書</u></p> <p>5) <u>認定施設研修成果報告書</u></p> <p>第 4 節 <u>認定施設の認定および認定施設更新の認定</u></p>	<p>1) <u>基幹研修施設認定更新申請書類</u></p> <p>2) <u>基幹研修施設内容説明書</u></p> <p>3) <u>指導責任者、指導医、専門医の勤務に関する施設長の証明書</u></p> <p>4) <u>研修プログラム</u></p> <p>5) <u>基幹研修施設研修成果報告書</u></p> <p>第 4 節 <u>基幹研修施設の認定および基幹研修施設更新の認定</u></p>
<p>第38条 施設認定小委員会は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>認定施設認定および認定施設更新</u>を申請した診療施設について実地調査を行うことができる。</p>	<p>第37条 施設認定小委員会は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、<u>基幹研修施設認定および基幹研修施設更新</u>を申請した診療施設について実地調査を行うことができる。 <u>基幹研修施設が実地調査を受け入れない場合、施設認定を取り消すことができる。</u></p>
<p>第39条 施設認定小委員会は毎年 1 回、<u>認定施設認定</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会<u>認定施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>認定施設</u>の資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第38条 施設認定小委員会は毎年 1 回、<u>基幹研修施設認定</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会<u>基幹研修施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>基幹研修施設</u>の資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第40条 理事長は専門医制度委員会が<u>認定施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p>	<p>第39条 理事長は専門医制度委員会が<u>基幹研修施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p>
<p>第41条 施設認定小委員会は毎年 1 回、<u>認定施設認定更新</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会<u>認定更新施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>認定施設</u>の更新資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p>	<p>第40条 施設認定小委員会は毎年 1 回、<u>基幹研修施設認定更新</u>の申請書類等によって審査を行い、規則第 34 条の条件を満たしかつ本学会<u>認定更新施設</u>としてふさわしい診療施設を<u>基幹研修施設</u>の更新資格施設とし専門医制度委員会に推薦する。</p>
<p>第42条 理事長は専門医制度委員会が<u>認定更新施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p>	<p>第41条 理事長は専門医制度委員会が<u>認定更新施設</u>として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p>
<p>第43条 理事長は<u>認定施設</u>および<u>認定施設更新施設</u>名簿への登録を行い、本学会<u>認定施設認定証</u>を交付する。</p>	<p>第42条 理事長は<u>基幹研修施設</u>および<u>基幹研修施設更新施設</u>名簿への登録を行い、本学会<u>基幹研修施設認定証</u>を交付する。</p>
<p>2) <u>認定施設認定証の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。</u></p>	<p>2) <u>基幹研修施設認定証の有効期間は次年度の 4 月 1 日から 5 年間とし、終了日は 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>第 5 節 <u>認定施設資格の喪失</u></p>	<p>第 5 節 <u>基幹研修施設資格の喪失</u></p>
<p>第44条 <u>認定施設</u>は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、<u>認定施設</u>としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) 規則第 34 条に定めるいずれかの条件を満たしえなかったとき、この場合当該<u>認定施設長</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければなら</p>	<p>第43条 <u>基幹研修施設</u>は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <p>1) 正当な理由を付し、<u>基幹研修施設</u>としての資格を辞退したとき。</p> <p>2) 規則第 34 条に定めるいずれかの条件を満たしえなかったとき、この場合当該<u>基幹研修施設の指導責任者</u>は、直ちに専門医制度委員会に届け</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>ない。</p> <p>3) 認定施設認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て<u>認定施設</u>の更新を受けなかったとき。</p> <p>4) 正当な理由をなくして規則第 36 条 2, 3, 4 に変更があったことを専門医制度委員会に届けなかった場合。</p> <p>第45条 理事長は、<u>認定施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>認定施設</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>2 <u>認定施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、その<u>施設の長</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第46条 専門医制度委員会は<u>認定施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならぬ。</p> <p>2 異議を申し立てた<u>施設長</u>は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。</p>	<p>出なければならない。</p> <p>3) <u>基幹研修施設</u>認定証の交付を受けた日から満 5 年を経て<u>基幹研修施設</u>の更新を受けなかったとき。</p> <p>4) 正当な理由をなくして規則第 36 条 2, 3, 4 に変更があったことを専門医制度委員会に届けなかった場合。</p> <p>第44条 理事長は、<u>基幹研修施設</u>として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、<u>基幹研修施設</u>を取り消すことが出来る。</p> <p>2 <u>基幹研修施設</u>の資格喪失に不服を生じた場合、その<u>指導責任者</u>は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>第45条 専門医制度委員会は<u>基幹研修施設</u>資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければならぬ。</p> <p>2 異議を申し立てた<u>指導責任者</u>は、その審議のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べる事が出来る。</p> <p>3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。</p>
	<p>第 7 章 関連研修施設</p> <p>第 1 節 関連研修施設の資格</p> <p>第46条 <u>関連研修施設</u>は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。</p> <p>1) <u>関連研修施設</u>は申請時において本学会の施設会員であること。</p> <p>2) 10 台以上の透析装置を有する有床施設あるいは無床施設。</p> <p>3) <u>関連研修施設</u>は基幹研修施設では十分に研修できない部分を補うために、<u>基幹研修施設</u>の指導責任者が承認し、施設認定小委員会の審査を受け<u>関連研修施設</u>としての認定を受けなければならない。</p> <p>4) 1 名以上の専門医が常勤し、うち 1 名が指導医であること。指導医および指導責任者（施設長あるいは部門長で、必ずしも専門医である必要はない）のもとに、十分な教育体制がとられていること。</p> <p>5) 施設内での具体的研修プログラムを有し、指導責任者、指導医を含む研修管理委員会が研修内容を管理する体制があること。</p> <p>6) 日本透析医学会専門医制度規則施行細則に定め</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
	<p>る診療内容を有すること。</p> <p>7) 医療安全管理、医療倫理について、年 1 回以上定期的に勉強会などが行われていること。</p> <p>8) 基幹研修施設と連携して研修が行われる体制があること。その中には、定められた期間の基幹研修施設での研修を含むこと。</p> <p>第 2 節 関連研修施設の申請</p> <p>第 47 条 関連研修施設の資格認定を申請する診療施設の指導責任者は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 関連研修施設認定申請書類 2) 関連研修施設内容説明書 3) 指導医および指導責任者の勤務に関する施設長の証明書 4) 研修プログラム 5) 基幹研修施設の指導責任者の関連研修施設受け入れ承諾書 <p>第 3 節 関連研修施設の更新および関連研修施設更新の申請</p> <p>第 48 条 関連研修施設の有効期限は基幹研修施設と同一とする。関連研修施設の更新を申請する診療施設の指導責任者は、前条の書類および関連研修施設研修成果報告書を専門医制度委員会に提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 基幹研修施設と同時に認可された関連研修施設および認定期間中に追加認定された関連研修施設は基幹研修施設の期限終了と同時に更新の手続きを必要とする。 <p>第 4 節 関連研修施設の認定および関連研修施設更新の認定</p> <p>第 49 条 施設認定小委員会は設備・体制・診療・基幹研修施設との連携の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、関連研修施設認定および関連研修施設更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。</p> <p>関連研修施設が実地調査を受け入れない場合、施設認定を取り消すことが出来る。</p> <p>第 50 条 理事長は専門医制度委員会が関連研修施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。</p> <p>第 51 条 理事長は専門医制度委員会が関連研修更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を指導責任者に通知する。</p> <p>第 52 条 基幹研修施設の有効期間中に新たに関連研修施設を申請する場合は所定の手続きをするものとする。</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>第 7 章 規則の変更と疑義の処理</p> <p>第 47 条 この規則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、評議員会の承認を得なければ変更すること出来ない。</p> <p>第 48 条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは 2 つ以上の委員会に関する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。</p> <p>第 8 章 罰 則</p> <p>第 49 条 罰則は次の各項に定めるものとする。</p>	<p>なお、認可された場合は基幹研修施設の有効期間内とする。</p> <p>第 53 条 理事長は関連研修施設および関連研修施設更新施設名簿への登録を行い、本会関連研修施設認定証を交付する。</p> <p>第 5 節 関連研修施設資格の喪失</p> <p>第 54 条 関連研修施設は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 正当な理由を付し、関連研修施設としての資格を辞退したとき。 2) 規則第 46 条に定めるいずれかの条件を満たし得なかったとき、この場合当該関連研修施設の指導責任者は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。 3) 承認した基幹研修施設が資格を喪失したとき。 4) 関連研修施設認定証の交付を受け、認定期間終了後、更新を受けなかったとき。 <p>第 55 条 理事長は、関連研修施設として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、関連研修施設を取り消すことが出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 関連研修施設の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。 <p>第 56 条 専門医制度委員会は、関連研修施設資格喪失の異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果について理事長に答申しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 異議を申し立てた施設長は、その審査のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。 <p>第 8 章 規則の変更と疑義の処理</p> <p>第 57 条 この規則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、評議員会の承認を得なければ変更することは出来ない。</p> <p>第 58 条 この規則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは 2 つ以上の委員会に関する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。</p> <p>第 9 章 罰 則</p> <p>第 59 条 罰則は次の各項に定めるものとする。</p>

現行（平成 25 年 4 月施行）	改正案
<p>1) 専門医が不正行為による資格取得など専門医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、専門医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。</p> <p>2) 非専門医が不正行為による専門医受験申請を行った場合や専門医を広告などで名乗った場合は専門医の受験資格の喪失、期限付きでの受験の停止をすることが出来る。</p> <p>3) 上記 1), 2) の事例で、施設に責務が有った場合においては認定施設・教育関連施設の取り消し、期限付きでの認定の停止、などが出来る。</p> <p>4) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>5) 1)～3) は専門医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。</p>	<p>1) 専門医が不正行為による資格取得など専門医制度への信用を著しく傷つける行為をした場合、専門医の認定の取り消し、または期限付きでの資格の停止をすることが出来る。</p> <p>2) 非専門医が不正行為による専門医受験申請を行った場合や専門医を広告などで名乗った場合は、専門医の受験資格の喪失、期限付きでの受験の停止をすることが出来る。</p> <p>3) 上記 1), 2) の事例で、施設に責務が有った場合においては基幹研修施設・関連研修施設の取り消し、期限付きでの認定の停止などが出来る。</p> <p>4) 罰則に不服を生じたものは、決定通知の日付より 30 日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。</p> <p>5) 1)～3) は専門医制度委員会および理事会の議により執行することが出来る。</p>
<p>第9章 補 則 第50条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>第10章 補 則 第60条 この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。</p>
<p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則（平成 2 年 7 月 7 日制定）は廃止する。 この規則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認 平成 16 年 4 月 1 日から適用する。 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 この規則は、平成 年 月 日から施行する。 (理事会一任)</p>